

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会福祉バス運営要綱

平成 23 年 4 月 1 日

要綱第 26 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、浜田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、実施する福祉バス（以下「バス」という。）管理運営について必要な事項を定め、社会福祉事業の推進に寄与することを目的とし、運行経費の一部は善意の寄附金を持って充てるものとする。

（平成 30 要綱 66・一部改正）

(利用対象者)

第 2 条 このバスの利用者は、その使用目的が営利を求めず、かつ公共の福祉に寄与するものであるとともに、次のいずれかの要件を満たす組織団体を対象とする。

- (1) 浜田市に所在する福祉関係機関団体で、本会に登録している団体
- (2) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める団体

2 バスを利用しようとする団体は、浜田市社協福祉バス利用団体登録申請書（様式第 1 号）により、2 年目以降の登録申請団体は浜田市社協福祉バス利用団体登録申請書（継続）（様式第 1-2 号）により事前に本会へ申請し、会長の承認を得なければならない。

3 登録された団体へは浜田市社協福祉バス利用団体登録証（様式第 2 号）を発行する。

（平成 30 要綱 66・一部改正）

(バスの管理等)

第 3 条 このバスの管理は、本会総務課が管理する。

2 管理者は、総務課長とする。

3 管理者は、バスを常に良好な状態に整備し、バスの安全運転に関する必要なことについて適切な指導・監督を行い効率的に運行しなければならない。

（平成 30 要綱 66・一部改正）

(バスの運休等)

第 4 条 バス運行を休止する場合は次のとおりとする。

- (1) 年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日までの間）
- (2) バスの車検及び定期点検の日
- (3) その他、バスの故障が生じた時、災害が発生する恐れがある時は緊急に休止する。

(申請)

第 5 条 このバスを利用するものは、使用許可申請書（様式第 3 号）により、利用する 7 日前までに会長の許可（様式第 4 号）を得なければならない。

2 バス借用の事前予約の受け付けは、2 月前の 1 日からとする。予約から 1 週間以内に使用許可申請書を提出しなければならない。

（平成 30 要綱 66・一部改正）

(利用者の遵守事項)

第6条 このバスを利用するものは、次のことを遵守しなければならない。

- (1) バス運行の定員は、10名以上22名以下の利用とし、利用団体以外の者を乗車させないこと。
 - (2) 県内・県外を問わず午前9時（乗車場所）から当日の午後4時30分（降車場所）までに帰着できる範囲とする。ただし、特別の事情によりやむを得ない場合、会長の許可があればこの限りでない。
 - (3) バスの利用許可は、次の使用目的とした場合を対象とする。（行楽を目的とした利用は対象としない。）
 - ア 社会福祉を目的とした事業の実施
 - イ 社会福祉に関する研修および視察
 - ウ 社会福祉を目的としたボランティア活動
 - エ 登録団体の県の総会・大会等への参加
 - オ 健康づくり活動等への参加
 - カ その他福祉の向上に必要と認められること
 - (4) 1団体の利用は、年3回までとする。ただし、市連合団体、支所内支部連合団体等は年5回までとする。
 - (5) バスの利用者は、バス利用後消費した燃料を満タン補給して返納しなければならない。
 - (6) バスの利用料は無料とする。ただし、有料道路利用料、駐車場料金等、バス利用に係る経費は利用者の負担とする。
 - (7) バス車内での飲酒、喫煙並びに政治、宗教、営業行為は禁止する。また、利用後は車内を清掃しゴミは持ち帰るものとする。
 - (8) 道路の状態、交通事情、天候等により運行経路を変更したり、危険と判断される場合は運行を取りやめることがあるので、運転手の指示に従うこと。
- 2 前項の遵守事項の違反があった団体は登録を抹消し、次回からの利用を受付けないものとする。

（平成30要綱66・一部改正、令和元要綱75・一部改正）

(運転手の遵守事項)

第7条 運転手の遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 運転手は、バスの運行に当たっては、整備管理者および安全運転管理者の指示を守り、法令を遵守し、最善の注意を払わなければならない。
- (2) 運転手は、運行許可書に従い行き先変更は認めないこと（ただし、災害・事故等の場合を除く）。また、管理者の指示に基づき誠実にバス運行しなければならない。
- (3) 運転手は、運行日誌（様式第5号）に行程結果を記録して報告するものとする。

- (4) 運転手は、バスの損傷・事故等があった場合は、必ず管理者に報告しなければならない。

(平成 30 要綱 66・一部改正)

(事故の賠償等)

第 8 条 バス運行中の事故により生じたバス利用者への損害賠償については、自賠責保険の他、本会が加入する任意保険の範囲内とする。

(平成 30 要綱 66・一部改正)

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成 30 要綱 66・一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人浜田市社会福祉協議会福祉バス運行管理要綱の廃止)

- 2 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会福祉バス運行管理要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 浜田市から福祉バスの譲渡を受け、運行が可能となるまでの間、この要綱の定めにかかわらず利用定員は 24 名以下とし、運行範囲は島根県内とする。

附 則 (平成 30 要綱 66・一部改正)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 要綱 66・一部改正)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 要綱 66・一部改正)

この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係） （令和 3 要綱 88・一部改正）

福祉バス利用対象団体一覧

このバスの利用者は、その使用の目的が営利を求めず、かつ公共の福祉に寄与するものであるとともに、次のいずれかの要件を満たす組織団体を対象とする。

要 件	関係団体	申請者
浜田市に所在する福祉関係団体	1 <u>浜田市民生児童委員協議会</u> 2 浜田市高齢者クラブ連合会 3 浜田市保育連盟 4 <u>浜田市母子会連合会</u> 5 浜田市身体障害者福祉協会 6 <u>浜田地区更生保護女性会</u> 7 浜田市手をつなぐ育成会 8 <u>浜田地区保護司会</u> 9 戦没者遺族連合会 10 少年補導委員連絡会 11 高齢者サロン、子育てサロン 12 福祉施設 13 社協の趣旨に賛同して、社協に登録・活動に参加しているボランティア団体 14 浜田市社会福祉協議会 15 その他、1～14 までの団体の支部及び関連団体 16 浜田市健康福祉部の関わる協議会 17 <u>その他、本会会長が必要と認める団体</u>	※ 会長等各団体の代表者名とする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

浜田市社協福祉バス利用団体登録申請書

年 月 日

浜田市社会福祉協議会会長 様

浜田市社会福祉協議会福祉バス運営要綱第 2 条第 2 項の要綱により申請します。

1	団体名称	
2	代表者氏名	
3	連絡先	住所 電話 FAX
4	主な活動	例：サロン活動 グラウンドゴルフで健康づくり 施設訪問活動等 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

（注） 1、主な活動については、規約等に記載されている場合は、「別紙規約のとおり」と記載してください。

浜田市社協福祉バス利用団体登録申請書（継続）

年 月 日

浜田市社会福祉協議会会長 様

1	団体名称				
2	代表者氏名				
3	連絡先	住所 電話 FAX			
4	登録	福祉バス利用団体として登録します。			
高齢者クラブ		高齢者サロン	ボランティア団体	福祉団体・施設	その他

*該当欄に○印をお願いします。

* F A X 可。（FAX 22-6930）

様式第 2 号（第 2 条関係）

登録番号
第 号

浜田市社協福祉バス利用団体登録証

年 月 日

団 体 名

代表者名 様

社会福祉法人

浜田市社会福祉協議会

会長

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会福祉バス運営要綱第 2 条第 1 項に定める登録団体として承認します。

遵守事項を守り、安全で快適な運行に努めてください。

浜田市社会福祉協議会福祉バス使用許可申請書

年 月 日

浜田市社会福祉協議会会長 様

団 体 名
代 表 者
住 所 浜田市
連絡担当者 (携帯電話) — —

浜田市社会福祉協議会福祉バス運営要綱の定めるところにより、下記のとおり申請します。

※太線の枠内を記入

日 時	年 月 日 (曜日)		当年度利用回数	回目
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ※午前9時00分 ~ 午後4時30分 時間内での利用が原則です 時間外となる理由：			
利 用	乗車人数	名 (10名以上~22名以内)	高速利用 利用の有無	有 (現金 / ETC) ・ 無
使用目的 (事業の名称)		☐ 視察研修 ☐ 健康づくり ☐ 大会・講演会 ☐ その他		
行 先 (主となる目的地)		※その他、詳しい行程は、裏面にご記入ください		
給油予定スタンド				
添付書類	☐ 行程表 ☐ チラシ・要綱 ☐ 事業の日程がわかる書類 ☐ その他 ※行程表や大会要綱などありましたら添付してください。			
賠償等	*事故の賠償は、社協が加入する任意保険で適用できる場合を除いて、利用者が責任を負います。			

事務局記入欄

決 済 覧	会 長	事務局長	地域福祉課長	地域福祉係長	係員	公印
						/
運 転 手						
備 考						

福祉バス行程 記入表

団体名				利用日	年 月 日 ()	
行程 ※往復をご記入ください	目的地・休憩・昼食場所等の発着予定時間（何時～何時）をすべて記入してください					駐車場の有無 (場 所)
	到着・出発時刻		場所 及び 住所・電話番号（必要に応じて）		目的・備考	
	—	—	名称.....電話..... 住所.....		出発地	有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			
	着	:	名称.....電話..... 住所.....			有 ・ 無 ()
	発	:	住所.....			

※上記に記入しきれない場合は、別紙で提出してください

※利用時間は原則 9:00～16:30 までとなります。外部団体主催の大会や研修会に合わせた運行により利用時間が前後することは許可できますが、視察見学・健康づくり等自主事業で企画する場合は利用時間内で行程を計画してください。

許可番号 第 号

年 月 日

浜田市社会福祉協議会
会長

利用日時	年 月 日 自 時 分 至 時 分
送迎場所	
目的地	
利用目的	
乗車人員	名
責任者	(電話番号)
利用条件	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会福祉バス運営要綱 第6条の遵守事項を守ること

V-32

様式第 5 号（第 7 条関係）														
福祉バス運行日誌														
運行日		年	月	日（ ）	天気	晴	曇	雨	運転手					
利用 団体														
	代表者								連絡先					
予定の乗車人員					名	当日の乗車人員						名		
行先 （目的地）														
連絡事項														
		予 定（運行計画）				実際の運行								
		場 所			予定時刻		場 所			実際の時刻				
出勤時刻					:		出勤時刻			:				
運行前点検/アルコールチェック					:		運行前点検 / アルコールチェック			:				
乗車地、出発					:					:				
経由					:					:				
目的地、到着時刻					:					:				
経由					:					:				
目的地、到着時刻					:					:				
経由					:					:				
					:					:				
					:					:				
降車地、到着時刻					:					:				
入庫時刻					:		入庫時刻			:				
運行後点検/アルコールチェック					:		運行後点検 / アルコールチェック			:				
退勤時刻					:		退勤時刻			:				
出庫時の指針（A）		入庫時の指針（B）			走行距離（A-B）			給油（満タン）			給油スタンド（予定）			
Km		Km			Km			ℓ						
備考（運行上の問題点等があれば記入）														
運行前 確認欄					運行後 確認欄									
地域福祉課長	地域福祉係長	係				地域福祉課長	地域福祉係長	係			総務課			

